

議員提出第4号議案

大田区気候変動適応対策エアコン購入費補助金交付条例

上記の議案を地方自治法第112条及び大田区議会会議規則第13条第1項の規定により提出する。

令和6年9月13日

大田区議会議長 松原秀典様

提出者

清水菊美

佐藤伸

すがや郁恵

杉山こういち

村石真依子

## 大田区気候変動適応対策エアコン購入費補助金交付条例

### (目的)

第1条 この条例は、居住する住宅にエアコンがない大田区民に対し、エアコンの購入及び設置に要する費用の一部又は全部を補助することにより、気候変動適応対策の推進に寄与することを目的とする。

### (補助対象機器)

第2条 大田区気候変動適応対策エアコン購入費補助金(以下「補助金」という。)の交付対象となる機器は、大田区内の店舗において新品で購入された、資源エネルギー庁が定める省エネ基準達成率が100パーセント以上に該当し、壁又は窓に固定して設置するエアコンとする。

2 前項の規定にかかわらず、区長は住宅の構造等を理由にエアコンを壁又は窓に固定して設置することが困難であると認める場合は、可動式エアコンを助成事業の対象とすることができる。

### (補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 大田区内に住民登録がある個人であること。
- (2) 本人及び同一世帯で生活する者が、補助金の申請を行う年度の3月末日時点において満65歳以上であること。
- (3) 自らが居住している住宅において、エアコンが未設置又は設置していても故障等で未設置と同様の状態であること。
- (4) エアコンを設置した住宅が、過去5年以内において本条例に基づく補助金の交付対象となっていないこと。
- (5) 住民税の滞納がないこと。
- (6) 区から当該エアコンの購入費について、他に補助に係る交付決定を受けていないこと。

(補助の対象となる経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、エアコン本体の購入及び設置に要する費用とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付対象者が自ら設置した場合は、設置に要した費用は補助対象経費としないこととする。

(補助金の交付額)

第5条 本条例における補助金の額は、補助対象経費から1,000円未満の額を切り捨てたものとする。ただし、補助金の額の上限は10万円とする。

(住宅の現地調査)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金の申請を行う年度の2月末日までにエアコンを設置する予定の住宅について現地調査の予約をしなければならない。

2 区長は、申請者から前項の規定に基づく現地調査の予約があった場合には、その翌日以降のエアコン購入予定日の前日（当該日が日曜日、土曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日をいう。）（以下これらを「休日等」という。）に当たる場合にあっては、当該日の直前の休日等でない日）までに、現地調査を行うこととする。

(補助金の返還)

第7条 区長は、偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けた者に対し、補助金を返還させることができる。

(状況調査)

第8条 区長は、必要に応じて当該エアコンの状況調査を行うことができる。

(管理義務)

第9条 補助金の交付を受けた者は、当該エアコンを常に良好な状態で管理し、環境負荷の低減に努めなければならない。

(その他)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提案理由)

エアコンがない区民に対して、エアコンの設置に要する費用を補助することにより、気候変動適応対策の推進に寄与するため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する。

議員提出第5号議案

大田区立小・中学校補助教材補助金交付条例

上記の議案を地方自治法第112条及び大田区議会会議規則第13条第1項の規定により提出する。

令和6年9月13日

大田区議会議長 松原秀典様

提出者

清水菊美

佐藤伸

すがや郁恵

杉山こういち

村石真依子

## 大田区立小・中学校補助教材補助金交付条例

### (目的)

第1条 この条例は、大田区立小・中学校（以下「区立学校」という。）に在籍している児童又は生徒（以下「児童等」という。）に対し、在籍校での教育活動に要する補助教材等を給付することにより、義務教育に係る児童等の保護者負担の軽減を図るとともに、子育て支援及び教育の充実に資するため、区立学校が行う補助教材補助事業の実施（以下「補助事業」という。）に要する費用等（以下「補助教材費等」という。）を補助金として交付するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

### (補助対象等)

第2条 区長は、児童等に補助教材等を給付するため、区立学校の校長（以下「学校長」という。）に対し、次の経費を交付することができる。

- (1) 児童等の保護者から徴収すべき補助教材費等
- (2) その他補助事業を円滑に実施するために必要と認める経費

2 前項の補助金の額は、別に定める額とする。

### (補助金の交付対象者等)

第3条 補助金の交付対象者は、保護者から徴収すべき経費等を執行管理する学校長とする。

2 学校長は、受領した補助金を保護者から徴収すべき補助教材費等に充て、又は前条第1項第2号に定めるその他補助事業を円滑に実施するために必要と認める経費の支払に充てることができる。

### (交付の申請)

第4条 学校長は、補助金の交付を受けようとする際は、区長に対し、別に定める様式に係る書類を添付して申請しなければならない。

### (交付の決定)

第5条 区長は、前条の規定により申請があったときは、これを審査し、補助金を交付すべきものと認めた場合においては、交付の決定をし、別に定める様式により学校長に通知する。

2 区長は、補助金の不交付を決定したときは、別に定める様式により学校長に通知する。

(交付の条件)

第6条 前条の場合において、区長は、適正な交付を行うため必要があるときは、学校長に対して補助金の交付の申請に係る事項の修正を求め、又は条件を付すことができる。

(申請の撤回)

第7条 第5条第1項の規定により通知する場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定内容又はこれに付された条件に異議があるとき、学校長は当該通知受領後指定する期日までに申請の撤回をすることができる。

(補助金の請求)

第8条 学校長は、第5条第1項の規定による通知を受けたときは、前条の場合を除き、速やかに別に定める様式により、区長に補助金を請求しなければならない。

(補助金の支払)

第9条 区長は、前条の規定により提出された様式に基づき、補助金を概算払するものとする。

(事情変更による補助金の取消し)

第10条 区長は、補助金の交付の決定をした場合において、天変地変その他補助金の交付の決定後生じた事情により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、

補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 区長は、前項に基づく補助金の取消しに際し、児童等の保護者に次の各号に掲げる負担が生じる場合は、その額について取消しをしないものとする。

(1) 補助教材等に係る物品購入契約の変更及び解除により必要となった損害賠償等の費用

(2) その他残務処理にかかった費用のうち補助教材費等に関する費用

3 第5条及び第6条の規定は、第1項の規定に基づく決定について準用する。

(状況報告)

第11条 区長は、補助事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があるときは、学校長に補助事業の遂行の状況を報告させることができる。

2 区長は、前項の報告を受けた場合において必要があるときは、学校長にその処理について適切な指示を行う。

(実績報告)

第12条 補助事業が完了したとき又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、学校長は、速やかに別に定める様式により区長に報告しなければならない。

(補助金額の確定)

第13条 区長は、前条の規定により実績報告を受けた場合において、実績報告の内容を審査し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、別に定める様式により学校長に通知する。

(補助金の精算)

第14条 学校長は、前条の規定による通知を受領後、速やかに別に定める様式を区長へ提出し、補助金の残額がある場合には、定められた期限までにこれを返還しなければならない。



(決定の取消し)

第15条 区長は、学校長が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの条例若しくはこれに基づく規則に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 区長は、第1項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、第5条第2項の規定を準用し、学校長に通知する。

(補助金の返還)

第16条 区長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

(その他)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提案理由)

教育活動に要する補助教材等を児童及び生徒に対し給付することにより、保護者に対する恒久的な教育費負担軽減に資するとともに、児童・生徒の心身の健全な発達のため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する。